

種子生産体制強化総合支援事業費補助金交付要領

制 定 令和 3 (2021)年 4 月 1 日 生振第 112 号
改 正 令和 5 (2023)年 4 月 3 日 生振第 50 号

(趣旨)

第 1 条 県の交付する種子生産体制強化総合支援事業費補助金については、栃木県補助金等交付規則（昭和 36 年栃木県規則 33 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領に定めるところによる。

(交付の目的等)

第 2 条 補助金の名称、種子生産体制強化総合支援事業実施要領(令和 3 (2021)年 4 月 1 日付け生振第 111 号通知。以下「実施要領」という。)に基づいて行う交付の目的、事業の内容、その補助率及び交付の相手方は、次の表に定めるところにより、予算の範囲内で交付する。

| 補助金交付の目的 | 交付の対象である事業の内容 | 補助率 | 交付の相手方 |
|--|--|--|-------------------------------------|
| <p>稲・麦・大豆の優良種子の安定生産供給体制の強化を図るための取組及び、「栃木の需要に応じた米づくり推進方針」に基づき、種子の供給量の不足が見込まれる品種の生産に必要な機械の整備並びに、麦大豆種子生産に新たに取り組む種子生産者等が生産管理技術習得に必要な取組を支援する。</p> | <p>1 種子生産体制強化等推進事業 実施要領別表の 1 に規定する事業</p> | <p>1 / 3 以内</p> | <p>公益社団法人栃木県米麦改良協会</p> |
| | <p>2 種子産地強化対策事業 実施要領別表の 2 に規定する事業</p> | <p>1 / 3 以内 (市町が補助する場合には、市町が交付する補助金の 10 分の 10 以内。ただし当該事業に要する経費の 3 分の 1 以内とする。)</p> | <p>市町、種苗事業者、種苗生産者で構成された組織、種苗生産者</p> |
| | <p>3 新種子産地育成支援事業 実施要領別表の 3 に規定する事業</p> | <p>1 / 2 以内 (市町が補助する場合には、市町が交付する補助金の 10 分の 10 以内。ただし当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内とする。)</p> | <p>市町、種苗事業者、種苗生産者で構成された組織、種苗生産者</p> |

(交付の申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者が規則第4条の規定により提出する書類は次の表に定めるところによる。

| 提出すべき申請書の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|-------------------------|-----------|----|--------------------|--------------|----|---|
| 種子生産体制強化総合支援事業費補助金交付申請書 | 規則の別記様式第1 | 1 | 1 事業計画書 2 収支予算書 | 別記様式第1号及び第2号 | 1 | 農業振興事務所長(公益社団法人栃木県米麦改良協会が実施する場合(以下、「直接申請」という)にあつては、知事)が別に定める日 |

2 前条の事業の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(次条の軽微な変更を除く。)をする場合においては、農業振興事務所長(直接申請にあつては、知事)の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止する場合又は廃止する場合においては、農業振興事務所長(直接申請にあつては、知事)の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定する期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに農業振興事務所長(直接申請にあつては、知事)に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第5条 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 事業実施地区の変更
- (3) 事業区分の変更又は廃止
- (4) 事業費又は補助金の30パーセントを超える減
- (5) 事業費の30パーセントを超える増又は県補助金の増

(変更の承認)

第6条 第4条第1号の規定に基づく農業振興事務所長(直接申請にあつては、知事)の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書(別記様式第3号)に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して1部を農業振興事務所長(直接申請にあつては、知事)

に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表の定めるところによる。

| 提出すべき報告書の名称 | 様式 | 部数 | 報告書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|-----------------------|-----------|----|-----------------------|---------|----|------------------------------|
| 種子生産体制強化総合支援事業遂行状況報告書 | 規則の別記様式第2 | 1 | 種子生産体制強化総合支援事業遂行状況報告書 | 別記様式第4号 | 1 | 農業振興事務所長（直接申請にあっては知事）が別に定める日 |

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

| 提出すべき報告書の名称 | 様式 | 部数 | 報告書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|-----------------------------|-----------|----|--------------------|--------------|----|-------------------------------|
| 種子生産体制強化総合支援事業費補助金にかかる実績報告書 | 規則の別記様式第2 | 1 | 1 事業実績書 2 収支精算書 | 別記様式第1号及び第2号 | 1 | 農業振興事務所長（直接申請にあっては、知事）が別に定める日 |

2 第3条第2項ただし書により交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条第2項ただし書により交付の申請をした者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに農業振興事務所を經由し正副2部を知事宛てに報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

| 提出すべき請求書の名称 | 様式 | 部数 | 請求書に添付すべき書類の名称 | 部数 | 提出期限 |
|-------------------------|-----------|----|--------------------------------------|----|-------------------------------|
| 種子生産体制強化総合支援事業費補助金交付請求書 | 規則の別記様式第4 | 1 | 1 交付決定（又は額の確定）通知書の写し 2 額の確定通知書の写し | 1 | 農業振興事務所長（直接申請にあっては、知事）が別に定める日 |

(財産処分の制限期間)

第10条 規則第24条第1項ただし書の規定（及び規則第6条第2項の規定に基づき付さ

れた間接補助条件)による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間(大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間)とする。

(財産処分を制限する機械及び器具)

第11条 規則第24条第1項2号の規定による財産(及び規則第6条第2項の規定に基づき付された間接補助条件に基づき財産処分を制限する機械及び器具を含む。)は、1当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(帳簿の備付等)

第12条 規則第23条に定める帳簿及び証拠書類の保管の期間は補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

附 則 (令和3(2021)年4月1日生振第112号)

- 1 この要領は、令和3(2021)年度分の補助金から適用する。
- 2 この要領は、令和8(2026)年3月31日をもってその効力を失う。ただし、第2条の表の2のは、令和5(2023)年3月31日をもってその効力を失う。
- 3 水田フル活用総合支援事業交付要領(令和2(2020)年4月1日付け生振第18号)は、廃止する。
- 4 前項の規定により廃止された水田フル活用総合支援事業交付要領に基づく事業の実施状況の報告については、なお従前の例によるものとする。
- 5 2の規定により廃止された種子生産体制強化整備事業の実施状況の報告については、なお従前の例によるものとする。